

神栖済生会病院増築整備基本設計支援業務仕様書

1 業務名

神栖済生会病院増築整備基本設計支援業務

2 目的

当院は、新病院（増築）の建設に向けて神栖済生会新病院整備基本計画策定委員会を設けて整備内容等について検討を行い、神栖済生会新病院整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を令和3年3月に策定したところである。

新病院は地域の中核病院として患者ニーズに即した診療機能を整え、安定的に医療を提供すること目指し、基本計画に基づいて増築整備に係る基本設計が令和4年5月に完了する見込みである。

本業務は、基本計画に定められたファーストステップ（医療技術ユニット機能・救急ユニット機能・感染症ユニット機能）の整備を進めるにあたり、基本設計に並行して、必要な運営計画や医療機器・医療情報システムに係る課題整理や検討を進めていく必要があり、これを円滑に進めるために、専門コンサルタントによる支援を受けることを目的とする。

3 履行場所

茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号 神栖済生会病院

4 業務期間

契約締結日から令和4年5月31日まで

5 業務概要

（1）運営計画の策定支援業務

- ア 運用フローの検討及び策定支援
- イ 基本設計事業者との調整

（2）医療機器の整備支援業務

- ア 医療機器等整備費の算出・予算計画の策定支援
- イ 医療機器の配置計画の検討支援
- ウ 主要諸室のレイアウト検討支援
- エ 工事区分の調整
- オ 基本設計事業者との調整

（3）医療情報システムの整備支援

- ア 医療情報システム基本計画の策定支援
- イ 統合ネットワーク構築計画の策定支援

- ウ 工事区分の調整
- エ 基本設計事業者との調整
- (4) その他
 - ア 定期的な進捗状況等の報告及び報告資料の作成
 - イ 会議資料及び議事録の作成

※前述の業務内容については、より効率的・効果的な案を受託者が提案し、委託者が認めた場合、当該内容等を変更するものとする。

6 費用負担

本業務に必要な器材、消耗品等はすべて受託者の負担とする。

7 支払方法

支払いは業務完了後に一括払いとする。

8 成果物

成果物等は次の通りとする。

- (1) 運用フロー策定に係る報告書 15部
- (2) 医療機器整備に係る報告書 5部
- (3) 医療情報システム整備に係る報告書 5部
- (4) その他本業務において作成した資料等 5部
- (5) 電子媒体（上記（1）～（4）の電子データを格納した CD-R 等） 1部

9 その他

- (1) 打合せや協議等は本業務の進捗に併せて適宜行うこととする。
- (2) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として当院に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、当院の承諾を必要とする。
- (3) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。また契約終了後においても同様とする。
- (4) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。

以上